

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新								
<p>附則1 燃料費調整</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>(1) 燃料費調整額の算定</u></p> <p>(イ) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>α=0.4699</u></p> <p><u>β=0.7879</u></p>	<p>附則1 燃料費調整</p> <p><u>(1) 燃料費調整額</u></p> <p><u>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</u></p> <p><u>(2) 燃料費調整単価</u></p> <p><u>燃料費調整単価は、(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価、(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価(5)イの市場価格調整単価および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(3) 燃料価格調整項</u></p> <p><u>イ 燃料価格調整単価</u>の算定</p> <p>(イ) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β<u>+C×γ</u></p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p><u>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p> <p><u>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>α, β, γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;"><u>α</u></th> <th style="text-align: center;"><u>β</u></th> <th style="text-align: center;"><u>γ</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.1946</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.0827</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.0081</u></td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.1946</u>	<u>0.0827</u>	<u>1.0081</u>
供給区域	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>						
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.1946</u>	<u>0.0827</u>	<u>1.0081</u>						

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

追加

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37.200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000} + (3) \text{の市場価格調整単価}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	<u>燃料費調整単価</u> 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>89,500 円</u>

(ハ) 燃料価格調整単価

燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料価格調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 燃料価格調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	<u>燃料価格調整単価</u> 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

<p><u>(三) 燃料費調整額</u></p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p><u>ニ 基準単価</u></p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p><u>イ 特別高圧については、1キロワット時につき18銭4厘</u></p> <p><u>ロ 高圧については、1キロワット時につき18銭9厘</u></p> <p><u>追加</u></p>		<p><u>削除</u></p> <p><u>ロ 基準単価</u></p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>供給区域</u></th> <th colspan="2"><u>基準単価</u></th> </tr> <tr> <th><u>特別高圧</u></th> <th><u>高圧</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>18銭3厘</u></td> <td><u>18銭8厘</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 加重平均市場価格調整項</u></p> <p><u>イ 加重平均市場価格調整単価の算定</u></p> <p><u>(イ) 加重平均市場価格</u></p> <p><u>1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端</u></p>		<u>供給区域</u>	<u>基準単価</u>		<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>18銭3厘</u>	<u>18銭8厘</u>
<u>供給区域</u>	<u>基準単価</u>										
	<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>									
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>18銭3厘</u>	<u>18銭8厘</u>									

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

	<p>数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p><u>加重平均市場価格</u> = $D \times \delta + E \times \varepsilon$</p> <p><u>D</u> = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p><u>E</u> = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p><u>δ, ε</u> は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 523 2080 619"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>δ</th> <th>ε</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td>0.6760</td> <td>0.3240</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p><u>(ロ) 基準市場価格</u></p> <p>1キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 852 2080 948"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>基準市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td>23円94銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(ハ) 加重平均市場価格調整単価</u></p> <p>加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、加重平均市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> $\text{加重平均市場価格調整単価} = (\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \frac{\text{ロの調整係数}}{1,000}$ <p><u>(ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用</u></p> <p>各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用</p>	供給区域	δ	ε	北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240	供給区域	基準市場価格	北海道電力ネットワーク株式会社	23円94銭
供給区域	δ	ε									
北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240									
供給区域	基準市場価格										
北海道電力ネットワーク株式会社	23円94銭										

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>追加</u></p> <p><u>(3) 市場価格調整単価</u></p> <p><u>イ</u> 市場価格調整単価は、一般送配電事業者が<u>電気最終保障供給約款にもとづき</u>毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p><u>(4) 燃料費調整単価の揭示</u></p> <p><u>当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格、(1)ロにより算定された燃料費調整単価および(3)の市場価格調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</u></p> <p><u>追加</u></p>	<p><u>期間に使用される電気に適用いたします。各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</u></p> <p><u>ロ 調整係数</u></p> <p><u>調整係数は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>供給区域</u></th> <th colspan="2"><u>調整係数</u></th> </tr> <tr> <th><u>特別高圧</u></th> <th><u>高圧</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>0.223</u></td> <td><u>0.229</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(5) 市場価格調整項</u></p> <p><u>市場価格調整単価の算定方法は、一般送配電事業者の電気最終保障供給約款における市場価格調整の定めに基づるものとし、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ 市場価格調整単価</u></p> <p>市場価格調整単価は、一般送配電事業者が毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>ロ <u>平均市場価格調整単価の適用</u> (省略)</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(7) 離島ユニバーサルサービス調整項</u></p> <p><u>イ 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定</u></p> <p><u>(イ) 離島平均燃料価格</u></p> <p><u>原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</u></p>	<u>供給区域</u>	<u>調整係数</u>		<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.223</u>	<u>0.229</u>
<u>供給区域</u>	<u>調整係数</u>								
	<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>							
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.223</u>	<u>0.229</u>							

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>離島平均燃料価格</u> = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p><u>A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</u></p> <p><u>B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p> <p><u>C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>α, β, γ は、次のとおりといたします。</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>α</u></th> <th><u>β</u></th> <th><u>γ</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>1.0000</u></td> <td><u>0.0000</u></td> <td><u>0.0000</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1.0000</u>	<u>0.0000</u>	<u>0.0000</u>
<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>						
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1.0000</u>	<u>0.0000</u>	<u>0.0000</u>						
<p><u>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p>									
<p><u>(ロ) 離島基準燃料価格</u></p> <p><u>原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>離島基準燃料価格</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>79,300 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>79,300 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>九州電力送配電株式会社</u></td> <td><u>79,300 円</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>供給区域</u>	<u>離島基準燃料価格</u>	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>79,300 円</u>	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>79,300 円</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>79,300 円</u>
<u>供給区域</u>	<u>離島基準燃料価格</u>								
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>79,300 円</u>								
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>79,300 円</u>								
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>79,300 円</u>								
<p><u>(ハ) 離島調整上限燃料価格</u></p> <p><u>原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>離島調整上限燃料価格</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>119,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>供給区域</u>	<u>離島調整上限燃料価格</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>119,000 円</u>				
<u>供給区域</u>	<u>離島調整上限燃料価格</u>								
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>119,000 円</u>								
<p><u>(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p>									
<p><u>a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を下回る場合</u></p>									

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

	<p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> $= \left(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$ <p><u>b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> $= \left(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$ <p><u>(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</u> <u>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</u></p> <p><u>ロ 離島基準単価</u> <u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 1220 2078 1321"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>離島基準単価</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>1 厘</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>供給区域</u>	<u>離島基準単価</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1 厘</u>
<u>供給区域</u>	<u>離島基準単価</u>				
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>1 厘</u>				

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

	<p><u>(8) 燃料費調整単価の揭示</u></p> <p><u>当社は、(3)イ(i)によって算定された平均燃料価格、(3)イ(ハ)によって算定された燃料価格調整単価、(4)イ(i)によって算定された加重平均市場価格、(4)イ(ハ)によって算定された加重平均市場価格調整単価、(5)イによって算定された卸市場価格調整単価、(6)イによって算定された市場価格調整単価、(7)イ(i)によって算定された離島平均燃料価格、(6)イ(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価および(7)によって算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社ホームページに掲示いたします。</u></p>
--	---

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

<その他の主な変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p>第3条 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p><u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。</p> <p>(10) (省略)</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>(11) (省略)</u></p> <p><u>追加</u></p>	<p>第3条 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p><u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。</p> <p>(10) (省略)</p> <p><u>(11) スポット市場価格</u></p> <p><u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、一般送配電事業者が決定した値といたします。</u></p> <p><u>(12) (省略)</u></p> <p><u>(13) 加重平均市場価格算定期間</u></p> <p><u>スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月</u></p>

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>追加</u></p> <p><u>(12)~(18)</u> (省略)</p> <p><u>(19)~(28)</u> (省略)</p>	<p><u>28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。</u></p> <p><u>(14) 平均市場価格算定期間</u> <u>卸電力取引所が公表する翌日取引(卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。)に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u></p> <p><u>(15)~(21)</u> (省略)</p> <p><u>(22) 電気最終保障供給約款</u> <u>電気最終保障供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第20条第1項にもとづき、一般送配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいいます。</u></p> <p><u>(23)~(32)</u> (省略)</p>
<p>第37条 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、<u>当社の故意重過失による場合を除き、お客さまの受けた損害につき、賠償の責めを負いません。</u></u></p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただし、当社の故意または過失による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>第37条 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>第12条(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に電気を供給できない場合にも、<u>当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></u></p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。</p>

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

<p>(6) <u>当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、賠償の責めを負いません。</u></p>	<p>(6) <u>その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p>
<p>第38条 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、<u>一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じて、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償していただきます。</u></p>	<p>第38条 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した<u>ことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</u></p>
<p><u>第46条 供給設備の工事費負担（省略）</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>第47条 計量器等の取付け（省略）</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>第46条 供給方法および施設</u> <u>(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u> <u>(2) 託送約款等にもとづき当社と一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および通信設備等の施設場所については、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>第47条 工事費等の負担金</u> <u>(1) 当社が、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</u> <u>(2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた</u></p>

新旧対照表 電気供給約款（北海道電力エリア【高圧】） 令和5年4月1日実施

	<p><u>場合は、当社は、工事費等をすみやかに精算するものいたします。</u></p> <p><u>(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。</u></p> <p><u>(4) お客様の都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費等としてお客様から申し受けます。</u></p>
--	---